



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 1 月 9 日 (火 曜 日) 第 472 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知…………… (“) 1
- 漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域…………… (水産政策課) 1

- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 3
- 道路の占有を制限する区域の指定…………… (“) 3
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4

公 告

- 公共測量の実施の通知 (5件) …………… (管理課) 4
- 公共測量の終了の通知…………… (“) 5

告 示

宮崎県告示第2号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市大字富高字打折木2936-3、2936-12、2936-13
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字打折木2936-12・2936-13 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第3号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町東霧島字王ノ前 138、140-2、140-9、140-10、141、146-1、155-1、167-17、167-18、167-22、167-23、167-25、167-30、167-58から 167-61まで、167-79、167-86、167-87
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第4号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 118条第1項の規定による加入区を次のように定める。

この告示は、共済責任期間の開始日が令和6年1月9日以後の日である共済契約について適用し、共済責任期間の開始日が令和6年1月8日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域 (平成31年宮崎県告示第 300号) は、廃止する。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

法第 114条に掲げる養殖業

- 1 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式1年魚ふぐ養殖業、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業及び小割り式まさば養殖業

加入区の名称	加入区の水域		
1-1 A号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区第1号漁業権管理番号1-1 A号漁場の区域	7-4号加入区	延岡市浦城町地先区第7号漁業権管理番号7-4号漁場の区域
1-2号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区第1号漁業権管理番号1-2号漁場の区域	7-5号加入区	延岡市浦城町地先区第7号漁業権管理番号7-5号漁場の区域
2-1号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第2号漁業権管理番号2-1号漁場の区域	7-6号加入区	延岡市浦城町地先区第7号漁業権管理番号7-6号漁場の区域
2-2号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第2号漁業権管理番号2-2号漁場の区域	8-1 A号加入区	延岡市浦城町地先区第8号漁業権管理番号8-1 A号漁場の区域
3号加入区	延岡市北浦町古江地先区第3号漁業権管理番号3号漁場の区域	8-2 A号加入区	延岡市浦城町地先区第8号漁業権管理番号8-2 A号漁場の区域
4-1号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第4号漁業権管理番号4-1号漁場の区域	8-3 A号加入区	延岡市浦城町地先区第8号漁業権管理番号8-3 A号漁場の区域
4-2号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第4号漁業権管理番号4-2号漁場の区域	10-1 A号加入区	延岡市土々呂町地先区第10号漁業権管理番号10-1 A号漁場の区域
5-1 A号加入区	延岡市島浦町地先区第5号漁業権管理番号5-1 A号漁場の区域	11-1 A号加入区	延岡市鯛名町地先区第11号漁業権管理番号11-1 A号漁場の区域
5-2 A号加入区	延岡市島浦町地先区第5号漁業権管理番号5-2 A号漁場の区域	12-1 A号加入区	延岡市鯛名町地先区第12号漁業権管理番号12-1 A号漁場の区域
5-4 A号加入区	延岡市島浦町地先区第5号漁業権管理番号5-4 A号漁場の区域	12-2 A号加入区	延岡市赤水町地先区第12号漁業権管理番号12-2 A号漁場の区域
6-1 A号加入区	延岡市島浦町地先区第6号漁業権管理番号6-1 A号漁場の区域	13-2 A号加入区	東臼杵郡門川町大字庵川地先区第13号漁業権管理番号13-2 A号漁場の区域
6-2号加入区	延岡市島浦町地先区第6号漁業権管理番号6-2号漁場の区域	13-3 A号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第13号漁業権管理番号13-3 A号漁場の区域
6-3号加入区	延岡市島浦町地先区第6号漁業権管理番号6-3号漁場の区域	13-4 A号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第13号漁業権管理番号13-4 A号漁場の区域
6-4号加入区	延岡市島浦町地先区第6号漁業権管理番号6-4号漁場の区域	14-1号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第14号漁業権管理番号14-1号漁場の区域
7-1号加入区	延岡市熊野江町地先区第7号漁業権管理番号7-1号漁場の区域	14-2 A号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第14号漁業権管理番号14-2 A号漁場の区域
7-2 A号加入区	延岡市須美江町地先区第7号漁業権管理番号7-2 A号漁場の区域	15-1 A号加入区	日向市大字日知屋宇畑浦地先区第15号漁業権管理番号15-1 A号漁場の区域
7-3号加入区	延岡市浦城町地先区第7号漁業権管理番号7-3号漁場の区域	20-1 A号加入区	串間市大字南方ビンダレ島地先区第20号漁業権管理番号20-1 A号漁場の区域
		20-2号加入区	串間市大字南方ビンダレ島沖合区第20号漁業権管理番号20-2号漁場の区域

20-3号加入区	串間市大字南方ビンダレ島沖合区第20号漁業権管理番号20-3号漁場の区域
----------	--------------------------------------

2 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式5年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	加入区の水域
5-1マ号加入区	延岡市島浦町地先区第5号漁業権管理番号5-1マ号漁場の区域
5-2マ号加入区	延岡市島浦町地先区第5号漁業権管理番号5-2マ号漁場の区域
5-4マ号加入区	延岡市島浦町地先区第5号漁業権管理番号5-4マ号漁場の区域

宮崎県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年1月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	269号	都城市山之口町花木字銭亀2299番1地先から同市同町花木同字2306番4地先まで	旧	12.2～17.2	98.6
				新	12.5～17.2	98.6

宮崎県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年1月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字ゴミ 10602	旧	6.4～8.5	37.5

			番6地先から同市同町川内名同字10603番2地先まで	新	6.8～13.0	37.5
--	--	--	----------------------------	---	----------	------

宮崎県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年1月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	269号	都城市山之口町花木字銭亀2299番1地先から同市同町花木同字2306番4地先まで	令和6年1月9日

宮崎県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年1月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字ゴミ 10602番6地先から同市同町川内名同字10603番2地先まで	令和6年1月9日

宮崎県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年1月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	269号	都城市山之口町花木字銭亀2299番1地先から同市同町花木同字2306番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年1月24日

宮崎県告示第10号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第4項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
都城農業協同組合	都城市高木町6222番地 1 都城農業協同組合 沖水支店内	都城農業協同組合	都城市高木町6222番地 1 都城農業協同組合 沖水支店内	令和5年 10月10日
	都城市庄内町 12668-1 1 都城農業協同組合 庄内支所内		都城市庄内町 12668-1 1 都城農業協同組合 庄内支店内	
	都城市高野町3075-1 都城農業協同組合西岳支所内			
一般社団法人 宮崎県 獵友会	都城市太郎坊町6837番地2 中嶋國雄宅内	一般社団法人 宮崎県 獵友会	都城市梅北町2351-2 本部雄司宅内	令和5年 12月1日
	児湯郡西米		児湯郡西米	

良村大字越野尾2番地 11 佐藤武一郎宅内	良村大字村所 402番地 黒木正近宅内
--------------------------	------------------------

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県都城市梅北町

3 作業期間

令和5年12月15日から令和6年3月21日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

宮崎県えびの市大字末永

3 作業期間

令和5年12月13日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、T S等現地測量）

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡

3 作業期間

令和5年11月22日から令和6年2月12日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（水準測量、路線測量、T S等現地測量）

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡

3 作業期間

令和5年11月22日から令和6年3月8日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、TS等現地測量）

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡

3 作業期間

令和5年11月22日から令和6年3月22日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県南那珂農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県日南市大字平野字七迫

3 作業終了日

令和5年8月31日

--	--